

令和3年度西米良村職員採用試験実施要領

1 採用試験の種類、職種、採用予定人員及び職務の内容

種類	職 種	採用予定人員	職 務 の 内 容
初 級	一般事務(A)	若干名	村長部局等に勤務し、一般事務に従事します。

2 受験資格（学歴は問いません。）

(1) 年 齢

種類	職 種	受 験 資 格
初 級	一般事務(A)	昭和57年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者

(2) 次のいずれか一つに該当する者は受験できません。

(ア) 日本国籍を有しない者

(イ) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(ウ) 西米良村職員として懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(エ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時、場所及び合格発表

試 験	試験の日時	試 験 場	合格発表
1次試験	1月22日(土) 9:30 受付開始 9:45 着 席 10:00 試験開始 11:50 試験終了	西米良村 基幹集落センター 児湯郡西米良村大字 村所19番地	2月上旬に役場前 掲示板に掲示する ほか、合格者に通知 します。
2次試験	2月19日(土) 9:30 受付開始 10:00 試験開始	西米良村 保健センター 児湯郡西米良村大字 村所66番地1	3月上旬までに役 場前掲示板に掲示 するほか合格者に 通知します。

※ 試験中は携帯電話の電源を切り、バッグ等にしまってください。

※ 新型コロナウイルス感染症にり患し治癒していない方、濃厚接触者の方、発熱や咳などの風邪症状があり新型コロナウイルス感染症が疑われる方は、当日の受験を控えていただくようお願いします。なお、これらを理由とした欠席者向けの再試験は予定していません。

4 試験の方法

高等学校卒業程度の試験を行います。

試験	試験科目	内 容
1次試験	教養試験	社会についての関心や基礎的・常識的な知識、職務遂行に必要な基礎的な言語能力・論理的思考力を検証する問題
	性格特性検査	公務員に求められる6つの資質について、性格特性をみる検査(20分)
2次試験	人物試験	面接試験

5 受験手続

(1) 申込用紙請求先等

ア 申込用紙の交付場所 [西米良村役場 総務課]

イ 郵便による申込用紙の請求方法

[請求先 〒881-1411 宮崎県児湯郡西米良村大字村所 15 番地 西米良村総務課]

*封筒の表に「職員採用試験受験申込書請求」と朱書きし、140円切手を貼った、宛先明記の返信用封筒(角2サイズ)を必ず同封し、西米良村役場総務課に請求してください。なお、郵送に要する往復の日数を十分考慮してください。

(2) 申込用紙の提出先

西米良村役場総務課(〒881-1411 宮崎県児湯郡西米良村大字村所 15 番地)

申込手続 ・「**受験申込書**」

必要事項(申込用紙の「郵便はがき」欄に受験者の氏名及び住所を忘れずに書いてください。)を記入し、最近6か月以内に撮影した写真と63円切手を所定のところに貼って提出してください。写真の貼っていないもの、職種の記事のないものは、受け付けられない場合がありますので注意してください。

※ 郵送する場合は必ず郵便局の窓口で簡易書留郵便にして、その際郵便局窓口で交付される「書留郵便物受領証」は、受験票が到着するまで保管しておいてください。

なお、封筒の表には、「職員採用試験受験」と朱書きしてください。

(3) 受付期間

令和3年12月15日(水)～令和4年1月6日(木) 8:30～17:00(土・日、祝日を除く。) 郵便の場合は令和4年1月6日(木)までの消印のあるものに限り受け付けます。

(4) 受験票の交付

申込書を受理した後に、受験票を郵送します。申し込み後、1週間を過ぎても受験票が到着しない場合は、西米良村総務課(TEL0983-36-1111)に連絡してください。

6 合格から採用まで

最終合格者は職種ごとに決定され、それぞれの採用候補者名簿に登載され、そのうちから任命権者によって採用が決定されます。

この名簿からの採用は原則として令和4年4月1日以降ですが、場合によっては、それ以前に採用されることがあります。

なお、合格者は採用予定者より多く決定されますので、試験に合格しても採用されない場合があります。

7 給与・勤務条件等

(1) 給与

西米良村一般職の職員の給与に関する条例に基づいて給料が支給されるほか、通勤手当、扶養手当、住居手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

(2) 勤務条件・休暇等

勤務時間は、1日7時間45分、原則として土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は休みとなっています。休暇には、年20日の年次休暇（4月採用者は、初年度については15日。）のほか主なものに次のような有給休暇があります。

夏季休暇、結婚休暇、病気休暇

8 問い合わせ先

西米良村役場総務課

住所 宮崎県児湯郡西米良村大字村所15番地

電話番号 0983-36-1111

メールアドレス jinji@vill.nishimera.lg.jp